

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社大和証券グループ本社		コード	8601
提出日	2026/5/22	異動(予定)日	2026/6/19	
独立役員届出書の提出理由	2026年6月定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	西川 克行	社外取締役	○															○		有
2	岩本 敏男	社外取締役	○															○		有
3	村上 由美子	社外取締役	○															○		有
4	伊岐 典子	社外取締役	○															○		有
5	柚木 真美	社外取締役	○															○		有
6	市川 晃	社外取締役	○															○		有
7	クリスティーナ・アメージャン	社外取締役	○															○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	法務事務次官、東京高等検察庁検事長、検事総長等を歴任し、現在は弁護士であり、法律、コンプライアンスに関する豊かな経験・専門的な知識を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(現株NTTデータグループ)の取締役、代表取締役、相談役を歴任し、これらの経験を通じて培われたグローバル企業経営に関する豊かな経験とITに関する豊富な知見を有しているため、当社の社外取締役として適任と考えております。 a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	国際連合、ゴールドマン・サックス証券株式会社、クレディ・スイス証券株式会社、OECD(経済協力開発機構)東京センター所長を歴任し、その経験を通じて培われた豊富な国際経験や経営に関する経験と実績、及び証券ビジネスへの理解を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省東京労働局長、ブルネイ駐節特命全権大使等を歴任し、その経験を通じて培われた労働行政やダイバーシティに関する専門的な知識・経験や豊富な国際経験を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	PwCあらた有限責任監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人)において、長年にわたり公認会計士として多くの上場企業の監査に関与し、その経験を通じて培われた財務会計に関する専門的な知識・経験を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
6	該当事項はありません。	住友林業株式会社社長等を歴任し、現在は住友林業株式会社会長であります。その経験を通じて培われたグローバル企業の経営に関する豊かな経験及びサステナビリティ経営に関する豊富な知見を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
7	該当事項はありません。	ロンビア大学助教、一橋大学教授等を歴任し、その経験を通じて培われた専門的な知識・経験を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。